

支出元府省	事業名	補助金交付先名	法人番号	交付決定額	支出元会計区分	支出元(目)名称	補助金交付決定等に 係る支出負担行為な いし意思決定の日	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出 の有無
								公益法人の 区分	国認定、都道府 県認定の 区分		
内閣府	令和5年度地方創生 支援事業費補助金 (地方創生カレッジ事 業)	公益財団法人日本生 産性本部	4011005003009	168,780,000	一般会計	地方創生支援事 業費補助金	令和5年4月1日	公財	国認定	提案の公募を行い、採 択に当たっては、第 三者委員が過半を占 める選定委員会による 厳正な審査を行って おり、特定の相手方 を採択するものではない。	有
内閣府	令和5年度沖縄振興 特定事業推進費補助 金(公益財団法人日 本バスケットボール 協会・FIBAバスケット ボールワールドカップ 2023を契機とした「ス ポーツアイランド沖 縄」形成事業)	公益財団法人日本バ スケットボール協会	3011005003785	638,731,122	一般会計	沖縄振興特定事 業推進費補助金	令和5年4月3日	公財	国認定	令和5年度で事業終 了。	有
内閣府	令和5年度被災者生 活再建支援金補助金 (一般会計4月分)	公益財団法人都道府 県センター	2010005003854	204,093,750	一般会計	被災者生活再建 支援金補助金	令和5年6月1日	公財	国認定	被災者生活再建支援 法第6条に基づき指 定された被災者生活 再建支援法人が災害 によりその生活基盤 に著しい被害を受けた 者に対し、生活の安 定を目的として支給 する支援金であり必 要不可欠である。	有
内閣府	令和5年度被災者生 活再建支援金補助金 (東日本大震災4月 分)	公益財団法人都道府 県センター	2010005003854	280,000,000	東日本大震災復 興特別会計	被災者生活再建 支援金補助金	令和5年6月1日	公財	国認定	被災者生活再建支援 法第6条に基づき指 定された被災者生活 再建支援法人が災害 によりその生活基盤 に著しい被害を受けた 者に対し、生活の安 定を目的として支給 する支援金であり必 要不可欠である。	有
内閣府	令和5年度被災者生 活再建支援金補助金 (一般会計5月分)	公益財団法人都道府 県センター	2010005003854	151,156,250	一般会計	被災者生活再建 支援金補助金	令和5年6月23日	公財	国認定	被災者生活再建支援 法第6条に基づき指 定された被災者生活 再建支援法人が災害 によりその生活基盤 に著しい被害を受けた 者に対し、生活の安 定を目的として支給 する支援金であり必 要不可欠である。	有
内閣府	令和5年度被災者生 活再建支援金補助金 (東日本大震災6月 分)	公益財団法人都道府 県センター	2010005003854	155,200,000	東日本大震災復 興特別会計	被災者生活再建 支援金補助金	令和5年6月23日	公財	国認定	被災者生活再建支援 法第6条に基づき指 定された被災者生活 再建支援法人が災害 によりその生活基盤 に著しい被害を受けた 者に対し、生活の安 定を目的として支給 する支援金であり必 要不可欠である。	有
内閣府	令和5年度被災者生 活再建支援金補助金 (一般会計6月分)	公益財団法人都道府 県センター	2010005003854	130,375,000	一般会計	被災者生活再建 支援金補助金	令和5年6月17日	公財	国認定	被災者生活再建支援 法第6条に基づき指 定された被災者生活 再建支援法人が災害 によりその生活基盤 に著しい被害を受けた 者に対し、生活の安 定を目的として支給 する支援金であり必 要不可欠である。	有
内閣府	令和5年度被災者生 活再建支援金補助金 (東日本大震災6月 分)	公益財団法人都道府 県センター	2010005003854	81,300,000	東日本大震災復 興特別会計	被災者生活再建 支援金補助金	令和5年8月17日	公財	国認定	被災者生活再建支援 法第6条に基づき指 定された被災者生活 再建支援法人が災害 によりその生活基盤 に著しい被害を受けた 者に対し、生活の安 定を目的として支給 する支援金であり必 要不可欠である。	有
内閣府	令和5年度被災者生 活再建支援金補助金 (一般会計7月分)	公益財団法人都道府 県センター	2010005003854	93,781,250	一般会計	被災者生活再建 支援金補助金	令和5年9月14日	公財	国認定	被災者生活再建支援 法第6条に基づき指 定された被災者生活 再建支援法人が災害 によりその生活基盤 に著しい被害を受けた 者に対し、生活の安 定を目的として支給 する支援金であり必 要不可欠である。	有
内閣府	令和5年度被災者生 活再建支援金補助金 (東日本大震災7月 分)	公益財団法人都道府 県センター	2010005003854	73,700,000	東日本大震災復 興特別会計	被災者生活再建 支援金補助金	令和5年9月14日	公財	国認定	被災者生活再建支援 法第6条に基づき指 定された被災者生活 再建支援法人が災害 によりその生活基盤 に著しい被害を受けた 者に対し、生活の安 定を目的として支給 する支援金であり必 要不可欠である。	有
内閣府	令和5年度被災者生 活再建支援金補助金 (一般会計8月分)	公益財団法人都道府 県センター	2010005003854	112,500,000	一般会計	被災者生活再建 支援金補助金	令和5年10月5日	公財	国認定	被災者生活再建支援 法第6条に基づき指 定された被災者生活 再建支援法人が災害 によりその生活基盤 に著しい被害を受けた 者に対し、生活の安 定を目的として支給 する支援金であり必 要不可欠である。	有
内閣府	令和5年度被災者生 活再建支援金補助金 (東日本大震災8月 分)	公益財団法人都道府 県センター	2010005003854	89,800,000	東日本大震災復 興特別会計	被災者生活再建 支援金補助金	令和5年10月5日	公財	国認定	被災者生活再建支援 法第6条に基づき指 定された被災者生活 再建支援法人が災害 によりその生活基盤 に著しい被害を受けた 者に対し、生活の安 定を目的として支給 する支援金であり必 要不可欠である。	有

内閣府	令和5年度被災者生活再建支援金補助金 (東日本大震災3月分)	公益財団法人都道府県センター	2010005003854	61,000,000	東日本大震災復興特別会計	被災者生活再建支援金補助金	令和6年3月28日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。	有
-----	-----------------------------------	----------------	---------------	------------	--------------	---------------	-----------	----	-----	--	---

(注1) 公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
(注2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えること他所要の調整を加えることができる。